

学校事務職員について

◎学校事務職員とは

1. 根拠

学校教育法第 37 条

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

学校教育法第 37 条 14 項

事務職員は、事務に従事する。

2. 職務内容等

(1) 標準職務

平成 19 年 11 月に学校事務職員の役割と標準的な職務内容を明確にし、全市的な標準化・平準化を図るとともに、学校運営組織に適切に位置付け、学校事務職員の学校経営への積極的な参画を促し、もって学校教育の充実と活性化を図るため、「大阪市立小・中・特別支援学校事務職員の役割と標準職務」を定めた。

(2) 学校間連携

学校事務職員の世代交代が進み、経験年数の浅い学校事務職員の育成が急務となる一方で、業務が複雑化する中で、学校における自律的で安定した適正な事務運営を行うために、中学校区等の関連校における事務連携の推進を図る取組。

平成 24 年 10 月より 5 行政区、平成 25 年 4 月より 12 行政区、平成 26 年度より全行政区において実施。併せて特別支援学校間（聴覚・視覚を除く）においても実施。

3. 配置状況（H26. 4. 1 現在）

校 種	学校数	府費職員	市費職員	総 計
小学校	2 9 8	4 2 5		4 2 5
中学校	1 3 0	2 5 0		2 5 0
高等学校	2 0		9 6	9 6
特別支援学校	1 0	4 1	2	4 3
総 計	4 5 8	7 1 6	9 8	8 1 4

4. 府費学校事務職員の職位

①事務主幹（4 級：課長代理級）・・・ 12 名

②事務主任（3 級：係長級）・・・・ 113 名

③事務副主任（2 級）

④主事（1 級）

5. 研修

学校事務職員の研修については、新任研修、5 年次研修、10 年次研修、20 年次研修、事務副主任研修、事務主任研修、事務主幹研修等を実施している。